

# 「進化する伝統産業創生事業（福島県クリエイター育成インターンシップ）」

## 業務委託に関する仕様書

### 1 業務名

進化する伝統産業創生事業（福島県クリエイター育成インターンシップ）

### 2 事業目的

伝統工芸・地場産業が抱える「人材・後継者不足」などの課題解決のため、将来的な担い手確保を図る。

### 3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日(金)までの期間

### 4 委託業務概要

伝統工芸・地場産業の将来的な後継者確保のため、インターンシップを行う。

### 5 委託業務内容

#### (1) 福島県クリエイター育成インターンシップの実施

##### ア 目的

伝統工芸や地場産業への関心が高い学生や若者等を対象に、県内事業者とのマッチングによるインターンシップ等を実施し、研修生と県内事業者の交流による将来的な後継者育成を図る。

##### イ 内容

#### ① 学生、一般を対象としたインターンシップ

伝統工芸品事業者への就職を希望する研修生又は関心が高い研修生と事業者をマッチングし、研修を実施すること。研修前後、双方の意思確認を含めフォローを行うとともに、就業に向けた取組を支援すること。

教育機関等と連携した効果的な募集方法及びインターンシップ実施方法を企画提案すること。

- ・受入先は3事業者とする。
- ・参加対象者は、福島県の伝統工芸や地場産業に関心がある者とし、1事業者あたりの受入は6名程度とする。
- ・研修生1名あたり最短3日間程度の研修を行うこと。
- ・研修の実施にあたり、受講生および受入先のフォローアップを行うこと。
- ・研修にかかる費用として、研修生の往復交通費、宿泊費等を委託料の範囲内で負担すること。
- ・研修生および受入先は公募による。なお、研修生及び受入先の選考は受託者が福島県と協力して行い、随時報告を行うこと。
- ・受入先の掘り起こしを行い、次年度以降の実施可能性について9月までに県に報告すること。

## (2) 独自企画

上記(1)に連携又は付随して、県内伝統的工芸品の認知拡大・後継者確保に効果的な取り組みがあれば企画提案すること。

## (3) その他

### ア 事業全体の進行管理

全体の進捗管理と事業執行を適切に行うこと。

各インターンシップの内容については、受入先や関係者及び県と事前に打合せを行い、実施2週間前に県へ報告すること。

なお、事業全体のスケジュール及び目指す実績等については、福島県と受託者の協議により改めて決定する。

### イ 効果測定

参加事業者にアンケートを実施し、事業効果を測定すること。

アンケートの項目については、県と協議の上、決定すること。

### ウ 情報発信

県が指定するHPの運営元と連携した情報発信を行うこと。

## 6 成果品

実績報告書(正副本 1部ずつ)

## 7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

## 8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 9 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。